

1 2 月 1 2 日 (第 3 日)

12月12日(木)第3日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	11番	胡子雅信
12番	林久光	13番	登地靖徳
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	新家勇二	17番	野崎剛睦
18番	山根啓志		

欠席議員

10番 片平 司

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	塚田 秀也	総務部長	土手 三生
市民生活部長	浜村 晴司	福祉保健部長	川地 俊二
産業部長	沼田 英士	土木建築部長	箱田 伸洋
会計管理者	久保 和秀	教育次長	横手 重男
消防長	岡野 教正	企業局長	川尻 博文

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	今宮 正志
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	報告第10号	専決処分の報告について(調停の成立について)
日程第2	発議第12号	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する意見書(案)の提出について
日程第3	発議第13号	オスプレイの配備撤回,低空飛行訓練の中止を求める意見書(案)の提出について

開会（開議） 午前 10 時 03 分

○議長（山根啓志君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 17 名です。

片平 司議員から欠席の連絡が入っております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 25 年第 6 回江田島市議会定例会 3 日目を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 報告第 10 号

○議長（山根啓志君） 日程第 1、報告第 10 号「専決処分の報告について（調停の成立について）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第 10 号「専決処分の報告について（調停の成立について）」でございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により指定された、市長の専決事項の基づきまして、調停の成立について専決処分しましたので、同条第 2 項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） それでは、報告第 10 号、専決処分の報告について（調停の成立について）を説明いたします。

2 ページ、3 ページに専決処分書を、4 ページに参考資料として事業の概要、5 ページに参考法令条文を添付しております。

2 ページをお開きください。

専決処分書で説明いたします。

中段の調停の成立についてから説明いたします。

平成 25 年 8 月 5 日に議決を得た、議案第 60 号、調停の申し立てについてに関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、調停を成立させるものとする。

1 事件名 呉簡易裁判所平成 25 年（ノ）第 42 号補助金返還請求調停事件

2 当事者 （1）申立人は、江田島市。

（2）相手方は、アの江田島市江田島町中央一丁目 3 番 10 号 江田島市観光協会 会長 ○○○○○。イ 江田島市能美町○○○○○○番○ ○○○○。

3 事件の概要 本市は、江田島市観光協会に交付した補助金のうち、当該協会が

不適切に支出した 224 万 8,712 円を返還させることに関し、相手方と解決を図るため、平成 25 年 8 月 29 日、呉簡易裁判所に調停の申し立てをいたしました。

その後、3 回に及ぶ調停期日を経て、呉簡易裁判所調停委員会の協力により、下記調停条項の内容のとおり調停を成立いたしました。

4 調停条項 (1) として、〇〇〇〇は、江田島市観光協会に対し、本件解決協力金として 25 万円を支払うものとし、同金員を平成 25 年 12 月 10 日の調停の場で交付し、江田島市観光協会は、これを受領した。

(2) 本市、江田島市観光協会及び〇〇〇〇は、前号の支払いをもって本件が円満に解決したことを相互に確認し、本件に関し、本市と江田島市観光協会との間、本市と〇〇〇〇との間及び江田島市観光協会と〇〇〇〇との間において、本和解条項に定めるほかに何らの債権・債務のないことを相互に確認する。

三者がそれぞれ何ら債権・債務のないことを相互に確認するという内容でございます。

(3) 調停費用は、各自の負担とする。

1 ページにお戻りください。

専決処分年月日は、表の 1 番下の欄の平成 25 年 12 月 10 日でございます。

なお、3 ページの調停条項の記述に関して、(2) のちょっといろんなそのまわりくどいいますか同じ表現が出てきとります。

最終的にはこれを裁判官の方で、ちょっと整理したもので最終的には裁判所の方から調停書が発行される予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で、報告第 10 号の報告を終わります。

日程第 2 発議第 12 号

○議長(山根啓志君) 日程第 2、発議第 12 号「環太平洋パートナーシップ(TPP) 協定交渉参加に関する意見書(案)の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

8 番 吉野伸康議員。

○8 番(吉野伸康君) 発議第 12 号

平成 25 年 12 月 12 日

江田島市議会議長 山根啓志様

提出者 江田島市議会議員 吉野伸康

賛成者 江田島市議会議員 林久光、賛成者 江田島市議会議員 山本一也、賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者 江田島市議会議員 浜西金満、賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

環太平洋パートナーシップ(TPP) 協定交渉参加に関する意見書(案)の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意見書の提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第13号

○議長（山根啓志君） 日程第3、発議第13号「オスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）の提出について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

11番 胡子雅信議員。

○11番（胡子雅信君） 発議第13号

平成25年12月12日

江田島市議会議長 山根啓志様

提出者 江田島市議会議員 胡子雅信

賛成者 江田島市議会議員 山本秀男、賛成者 江田島市議会議員 山本一也、賛成者 江田島市議会議員 吉野伸康、賛成者 江田島市議会議員 浜西金満、賛成者 江田島市議会議員 林久光。

オスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14

条第1項の規定により提出いたします。

意見書の提出先、内閣総理大臣、防衛大臣、総務大臣。

内容については、別紙にありますので、どうぞ審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（山根啓志君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これで平成25年第6回江田島市議会定例会を閉会いたします。

なお、10時30分から全員協議会を開催しますので、会議室に御参集をお願いします。

（閉会 10時15分）